

税務グループ第2回考査

試験問題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 答案は、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については3桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 問題に関する質問には一切応じません。**
- 試験時間は2時間です。試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は机の上に置いて使用してください。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験無効といたします。**
- 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル700ml以下のもの1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

（答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと

所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)									
	番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4
東京										
氏名	0	①	●	①	①	●	①	①	①	①
会計 太郎	1	①	①	①	①	①	●	①	①	①
	2	●	②	●	②	②	②	●	②	②
<注意>	3	③	③	③	③	③	③	③	●	③
補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。	4	④	④	④	●	④	④	④	④	●
※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。	5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
※誤ってマークした場合は、マークが残らないよう、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと。	6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
	7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
	8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
	9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

問題1 法人税法（各論・総合演習）【配点 60 点】

問1 法人税法第22条に関する次の①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。

- ① 法人税法第22条第1項は、法人税の課税標準について、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」と定めている。
- ② 法人税法第22条第2項は、内国法人の各事業年度の所得の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、一定の取引に係るその事業年度の収益の額とする旨を定めている。ここでの一定の取引には、無償による役務の提供が含まれるが、無償による資産の譲受けは含まれない。
- ③ 法人税法第22条第3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その事業年度の前払の額、費用の額及び損失の額である旨を定めている。ここでの前払の額及び費用の額（償却費を除く。）については、その事業年度終了の日までに債務が確定していることが求められているが、損失の額については求められていない。
- ④ 法人税法第22条第4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」には、企業会計基準委員会が公表している企業会計基準が該当し得る。
- ⑤ 法人税法第22条第2項により各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額とされるその事業年度の収益の額を生じる取引からは、増資（法人の資本金の増加を生じる取引）が除かれている。

問2 次の【事案】において、A株式会社（内国法人、3月決算。以下「A社」という。）が債務の免除をした3億円は、A社の令和7年3月31日終了事業年度の法人税の所得の計算上、どのように扱われるか、答案用紙の所定の欄に理由とともに記入しなさい。なお、【事案】において明らかにされている事実以外を考慮する必要はない。

【事案】

A社は、その創業者であり設立以来20年にわたり代表取締役を務めている甲に対する貸付金3億円について、令和6年12月31日、臨時株主総会を開き、同日付けで債務の免除をした。

この貸付金は、甲が個人的な有価証券取引に充てる資金としてA社から繰り返し借り入れていたのが蓄積したもので、甲は自己が所有する有価証券や不動産を売却することで債務の弁済を行うことが十分に可能であったものの、A社は甲の代表取締役としての長年の功労への報奨の観点から、債務の免除を行うことにしたものであった。

A社はこの取引について、令和7年3月31日終了事業年度の決算上、貸付金3億円を減額するとともに同額を貸倒損失として費用計上した。なお、甲はこの債務の免除を受けた後も引き続き代表取締役として何ら以前と変わらずに勤務している。

問3 A株式会社（以下「当社」という。）は、自動車部品製造業を営む非同族会社及び非上場会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（以下「当期」という。）の事業年度に関する以下の（1）から（3）に答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

[解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、当社の当期に納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて計算すること。
2. 特別の指示がない限り、計算過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算すること。
3. 以下の[資料]に示されている金額は全て消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
4. 当期の確定申告に当たって必要となる明細の記載及び証明書の添付その他の手続きは、いずれも適法に行われているものとする。
5. 当社は、申告期限について1か月延長の特例を受けている。
6. 問題用紙及び解答用紙中、「***」と記載されている箇所は、金額不明あるいは解答不要なものとする。
7. 問題文中、源泉所得税及び復興特別所得税は「源泉所得税等」と省略している。
8. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。

(1) 当社の所得金額の計算について、解答用紙の[所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋）]に指示に従い答えなさい。

(2) 当社の法人税額の計算について、解答用紙の[確定申告納付税額の計算（別表一・抜粋）]に指示に従い答えなさい。

(3) 当社の利益積立金額及び資本金等の額の計算について、解答用紙の[利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書（別表五（一）抜粋）]に指示に従い答えなさい。

[資料1] 計算書類（一部抜粋）

1. 貸借対照表（一部抜粋）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
繰延税金資産	99,800,000	未払法人税等	19,293,200
		純資産の部	
		資本金	300,000,000
		利益準備金	26,500,000
		別途積立金	100,000,000
		繰越利益剰余金	994,006,300
		自己株式	△35,000,000

2. 損益計算書（一部抜粋） (単位：円)

(省略)	
税引前当期純利益	159,379,204
法人税、住民税及び事業税	28,672,904
法人税等調整額	20,200,000
当期純利益	110,506,300

3. 株主資本等変動計算書（一部抜粋） (単位：円)

	資本金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	自己株式
期首残高	300,000,000	25,000,000	100,000,000	900,000,000	0
当期変動額					
剰余金の配当		1,500,000		△16,500,000	
当期純利益				110,506,300	
自己株式取得					△35,000,000
当期変動額合計		1,500,000		94,006,300	△35,000,000
期末残高	300,000,000	26,500,000	100,000,000	994,006,300	△35,000,000

4. 個別注記表（一部抜粋）

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数	当事業年度末	6,000株	(当事業年度の増減なし)
自己株式の数	前事業年度末	なし	
	当事業年度増加	500株	
	当事業年度末	500株	

[資料2] 税金等の納付及び経理処理の状況

当社の当期の税金等の納付及び経理処理の状況は、以下の表のとおりである。

なお、以下の表において正の数値は借方金額を、△が付されている金額は貸方金額である。

(単位：円)

	損益計算書		貸借対照表
	租税公課	法人税、住民税 及び事業税	未払法人税等
期首残高	—	—	△27,528,700
前期分の確定納付			
法人税			16,534,800
地方法人税			1,703,000
住民税			2,249,500
事業税（所得割）			840,900
事業税（付加価値割）			3,560,000
事業税（資本割）			787,500
特別法人事業税			1,853,000
当期分の中間納付			
法人税		8,267,400	
地方法人税		851,400	
住民税		1,124,700	
事業税（所得割）		420,400	
事業税（付加価値割）	2,000,400		
事業税（資本割）	787,500		
特別法人事業税		926,400	
その他	(注2) ***	—	—
源泉所得税等（注1）	—	1,453,904	—
法人税、住民税及び事業 税の期末未払計上	3,664,500	15,628,700	△19,293,200
期末残高	***	28,672,904	△19,293,200

(注1) 預金の利子及び配当金に係る源泉所得税等である。

(注2) 租税公課のその他には、次のものが含まれている。

(単位：円)

①	申告期限延長に係る利子税	8,000
②	源泉所得税等に係る不納付加算税	15,000

[資料3] 配当及び受取利息に係る事項

(単位：円)

銘柄	区分	上場・ 非上場の別	配当及び 利息の額	源泉所得税等 の金額	当社の 持株割合
B株式	剰余金の配当	非上場	7,000,000	1,429,400	(注1)
銀行預金	預金利息	—	160,000	24,504	—
合計			7,160,000	1,453,904	

(注1) B株式は数年前に、当社の100%子会社であるS社とともに32.5%ずつ取得したもので、この配当に係る計算期間の初日から末日まで継続して保有している。

なお、当期の支払利子等の額は3,000,000円である。

[資料4] 役員及び従業員の給与に係る事項

(単位：円)

役職名	当期に支給した金額			
	役員分(注1)		従業員分	
	月額(注2)	賞与(注3)	月額	賞与(注4)
代表取締役社長	30,000,000	6,000,000	—	—
専務取締役	21,600,000	4,000,000	—	—
取締役営業部長	6,000,000	1,000,000	7,200,000	2,400,000
監査役	9,600,000	—	—	—
その他の従業員分	—	—	180,000,000	55,000,000
合計	66,600,000	11,000,000	187,200,000	57,400,000

(注1) 役員分は株主総会での適法な決議に基づき決定されており、不相当に高額なものはない。また、所轄の税務署長には役員給与に関する届出書は何ら提出していない。

(注2) 令和6年4月から令和7年3月まで毎月同額を支給したものである。

(注3) 役員分賞与については、前期末に役員賞与引当金として費用計上しており、令和6年6月の株主総会での承認後、引当額と同額を支給したものである。

(注4) 年2回の従業員賞与の支給に備えるため、賞与引当金を計上している。前期末の賞与引当金残高は26,000,000円、当期末の賞与引当金残高は28,000,000円である。なお、賞与に係る社会保険料等については考慮しなくてよい。

[資料5] 交際費等に関する事項

当期の租税特別措置法第61条の4第6項に該当する交際費等の金額は次のとおりである。なお、括弧内の金額は、このうち接待飲食費に該当するものである。

売上原価	1,500,000円(500,000円)
販売費及び一般管理費	2,800,000円(800,000円)

[資料6] 貸倒損失に関する事項

C社に対する当期末貸付金残高は6,000,000円(令和7年2月28日発生)であったが、C社が令和7年3月25日に民事再生手続開始決定を受けたことから、その全額を貸倒引当金に計上した。

[資料7] 固定資産の取得に関する事項

当社内のシステム開発部門において当社の販売管理システムを開発し、令和6年10月1日に事業の用に供した。そのシステム開発に要した費用は5,000,000円であるが、その全額を当期の費用に計上した。ソフトウェアの法人税法上の耐用年数は5年（定額法の償却率0.2）である。

[資料8] 欠損金に関する事項

(単位：円)

発生事業年度	控除未済青色欠損金額
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	30,000,000
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	80,000,000

[資料9] 自己株式の取得に関する事項

① 令和6年12月10日、当社の発行する株式を取得した。その内容は次のとおりである。

- ・取得した自己株式数 500株
- ・1株当たり取得金額 70,000円

② その他の事項は問題用紙及び解答用紙の記載から求めなさい。

問題2 法人税法（組織再編税制）【配点 20 点】

※各問で登場する企業や個人は、各問のみで使用されるものであり、互いに関連しないので注意すること。

問1 以下の文章の内容が正しいければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は株式会社（内国法人）、個人は日本の居住者であることを前提とする。

(1)	<p>【適格要件一対価】</p> <p>A法人はB法人を吸収合併した際に、被合併法人の最終事業年度にかかる配当見合いの金銭、また交付株数に端数が生じたことに伴う精算金を交付した。また、合併に反対した株主から株式買取請求があり、買取代金を交付している。</p> <p>これらの交付金は、法人税法上、原則として再編の対価として取り扱われない。</p>
(2)	<p>【完全支配関係内再編】</p> <p>A法人はB法人の普通株式の全部（議決権 100%、発行済株式総数に占める割合 98%）を保有しており、C法人はB法人の種類株式（議決権 0%、発行済株式総数に占める割合 2%）を保有している。</p> <p>A法人がB法人を吸収合併する場合、完全支配関係内合併として適格合併か否かを判定する。</p>
(3)	<p>【支配関係内再編】</p> <p>A法人はB法人の発行済株式総数の 70%を保有している。A法人は自社が行っている事業の一つである自動車部品製造事業をB法人に吸収分割し、B法人から対価としてB法人株式を受領した。分割において当該事業にかかる工場設備（工場の土地・建物等、機械装置等）は自社に残してこれをB法人に賃貸借することにし、当該事業に係る従業員は全てB法人に転籍した。なお、B法人において当該事業の継続、承継した従業員の事業従事継続は見込まれている。</p> <p>この分割は適格分割として取り扱われることとなる。</p>
(4)	<p>【現物分配】</p> <p>個人甲はA法人の発行済株式の全部を保有している。A法人は剰余金の分配を行い、保有している有価証券を個人甲に交付した。</p> <p>当該現物分配は個人甲がA法人を完全支配しているため適格現物分配として取り扱われるが、株主が個人のため源泉徴収は必要となる。</p>
(5)	<p>【共同事業要件】</p> <p>B法人の株主はX（保有割合 60%）、Y（保有割合 30%）、その他 50 名（保有割合計 10%）である。A法人がB法人を吸収合併する場合に適格合併として取り扱われるためには、共同事業要件の充足が必要であるが、その要件の一つに被合併法人株主における株式継続保有要件がある。</p> <p>今回のケースでは、株主Xについては合併後に対価として交付されるA法人株式の全てを継続保有する見込みであることが必要だが、株主Yとその他 50 名については当該継続保有見込みは不要である。</p>

問2 以下の組織再編の税務処理について答えなさい。なお、解答すべき金額がマイナスの場合は金額の前に△を記載し、解答すべき金額がない場合には「—」と記載しなさい。

(1)

- A法人(分割法人)はB法人(分割承継法人)にα事業を吸収分割した。
- A法人の分割直前における税務貸借対照表、α事業にかかる資産及び負債は次のとおりであり、その全部をB法人は承継した。

A法人の税務貸借対照表		(単位：百万円)	
資産	50,000	負債	30,000
内、α事業資産の簿価	13,000	内、α事業負債	3,000
α事業資産の個別時価合計	18,000	資本金等	5,000
		利益積立金	15,000

- B法人は分割の対価として新株(時価20,000百万円)を発行し、A法人に交付した。
- ① 当該分割が適格分割である場合、B法人において分割により増加する資本金等の額及び利益積立金の額を答えなさい。
- ② 当該分割が非適格分割である場合、B法人において計上される資産調整勘定の額を答えなさい。

(2)

- A法人(合併法人)はB法人(被合併法人)を吸収合併し、当該合併は税務上適格合併に該当する。
- B法人の合併直前における税務貸借対照表(合併にかかる課税計算前)は次のとおりである。

B法人の税務貸借対照表		(単位：百万円)	
資産	50,000	負債	30,000
資産の個別時価合計	70,000	資本金等	5,000
		利益積立金	15,000

- A法人はB法人の発行済株式の全部を保有しており、その帳簿価額は20,000百万円である。
- 合併対価の交付はない。
- ① A法人の合併に伴う税務処理において、増加又は減少する資本金等の額を答えなさい。なお、減少する場合は負数[例：100減少する場合は-100]で示すこと(以下同様)。
- ② A法人の合併に伴う税務処理について、増加又は減少する利益積立金の額を答えなさい。

(3)

- A法人(合併法人)はB法人(被合併法人)を吸収合併し、当該合併は税務上非適格合併に該当する。
- B法人の合併直前における税務貸借対照表(合併にかかる課税計算前)は次のとおりである。

B法人の税務貸借対照表		(単位：百万円)	
資産	50,000	負債	30,000
資産の個別時価合計	70,000	資本金等	5,000
		利益積立金	15,000

- A法人は合併の対価として新株(時価55,000百万円)を発行し、B法人の株主に交付した。

- B法人の株主はC法人（単独株主）であり、B法人株式の帳簿価額は8,000百万円である。なお、C法人はA法人株式を保有していない。
 - 非適格合併による資産等の譲渡益に係る法人税等は30%とする。
- ① A法人の合併に伴う税務処理において、計上される資産調整勘定又は負債調整勘定の額を答えなさい。なお、負債調整勘定の場合は負数で示すこと。
 - ② C法人において、「株式譲渡損益」又は「受取配当金」のいずれを認識すべきか答えなさい。
 - ③ C法人におけるA法人株式の取得価額を答えなさい。

問3 以下の設問に答えなさい。なお、図表中の金額数値の単位はすべて千円である。

(1) 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	欠損金額△80,000	欠損金の当期控除額10,000 欠損金翌期繰越額△70,000	欠損金の当期控除額30,000 欠損金翌期繰越額△40,000	
		株式買収により支配関係が発生(以後継続)		吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△20,000	欠損金△10,000	欠損金△3,000	欠損金△500 欠損金翌期繰越額△33,500

(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は100,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上は中小法人等に該当する。

(2) 以下の場合において、特例計算適用の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	所得金100,000	所得金額80,000	所得金額120,000	
		株式買収により支配関係が発生(以後継続)		吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△40,000	(※) 欠損金△150,000 欠損金翌期繰越額△190,000	欠損金の当期控除額20,000 欠損金翌期繰越額△170,000	欠損金△10,000 欠損金翌期繰越額△180,000

(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額200,000である。
- ・(※)の時点において被合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は10,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上は中小法人等に該当する。

問題3 法人税法（グループ法人税制・グループ通算制度）【配点 20 点】

問1 完全支配関係のある内国法人間で譲渡損益調整資産が譲渡された場合、譲渡法人側では譲渡損益を繰り延べることでとされているが、その対象となる「譲渡損益調整資産」とされるものの範囲について説明しなさい。

問2 譲渡損益調整資産の譲渡に伴い生じた繰延譲渡損益を戻し入れる「一定の事由」にはどのようなものがあるか、説明しなさい。

問3 通算親法人P社（12月末決算）は、令和7年9月10日にS社（12月末決算）と新たに通算完全支配関係を有することとなった。このとき、S社の通算グループへの加入日となりうる日を3つ列挙するとともに、それぞれに対応する令和7年度（令和7年1月1日～令和7年12月31日）中の「みなし事業年度」となる期間も示しなさい。

なお日付は和暦で記載することとし、解答すべき事項がない場合には、解答用紙に「該当なし」と記載すること。

問4 完全支配関係にある法人間の取引に係る以下の取扱いのうち、グループ通算制度を適用している場合に適用され、かつ、グループ通算制度を適用していない場合にも適用されるものはどれか、番号を解答用紙に書きなさい。

- ① 損益通算
- ② 譲渡損益調整資産の譲渡損益の繰延べ
- ③ 完全子法人株式等に係る受取配当等の益金不算入
- ④ 株主による完全支配関係がある法人の株式等の寄附修正
- ⑤ 完全支配関係にある法人間の寄附金の損金不算入・受贈益の益金不算入

問5 以下の〔資料〕を読み、設問に答えなさい。

※1 解答すべき金額は円単位で記入すること。

※2 解答すべき金額がゼロの場合には、解答欄に「-」を記入すること。

〔資料〕

- ・内国法人P社、S1社、S2社、S3社は、P社を通算親法人としてグループ通算制度を適用している。
- ・当通算事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の各社の資本金の額および通算前所得金額は下表のとおりである。

（単位：円）

	P社	S1社	S2社	S3社
資本金の額	120,000,000	100,000,000	10,000,000	30,000,000
通算前所得金額	10,000,000	△5,000,000	△3,000,000	6,000,000

- 当通算事業年度における法人税率は下表のとおりである。

区分		税率
中小通算法人	年 800 万円以下の部分	15.0%
	年 800 万円超の部分	23.2%
中小通算法人に該当しない通算法人		23.2%

- 地方法人税及びその他の地方税は考慮しなくてよい。
- 当通算事業年度の損益通算額については通算税効果額の精算を行うものとする。
通算税効果額は、損益通算による損金算入額又は益金算入額に対して当通算グループに適用される法人税率を乗じた金額とする。

- 以下は当通算事業年度における所得及び税額の計算表である。損益通算以下の計算を実施し、空欄①～④の金額を答えなさい。なお、損益通算による損金算入額が生じる場合には、金額の前に「△」を記入すること。

【税金計算表】

(単位：円)

	P 社	S1 社	S2 社	S3 社
通算前所得金額	10,000,000	△5,000,000	△3,000,000	6,000,000
損益通算		①		②
通算後所得金額				
法人税額	③		④	

- P 社、S1 社、S2 社および S3 社は、損益通算に係る通算税効果額の収受を行うこととし、その金額は国税庁 Q & A の例に沿って算定することとした。このとき、P 社および S2 社が収受すべき通算税効果額を計算し、空欄⑤～⑧の金額を答えなさい。なお、解答すべき金額がない場合には「なし」と記入すること。

(単位：円)

	受取	支払
P 社	⑤	⑥
S2 社	⑦	⑧

以 上

(この面は計算用紙として使用してよい)